

地区防災計画作成マニュアル

令和2年3月

栗 東 市

目 次

1. はじめに	1
1.1.地区防災計画とは.....	1
1.2.地区防災計画の作成主体	2
1.3.地区防災計画の作成目的	2
1.4.本マニュアルの内容と活用方法.....	2
2. 地区防災計画の作り方	3
2.1.地区防災計画作成フロー	3
2.2.計画準備	4
2.3.計画骨子作成・実施・検証	7
2.4.計画素案策定・運用.....	8
3. 地区防災計画提案手続き	9
3.1.計画提案流れ	9
3.2.提案書の作成・提出.....	10
3.3.提案書の審議	10
3.4.地域防災計画への反映	10
4. 地区防災計画の更新.....	12
4.1.計画策定後の取組み.....	12
4.2.計画の更新	13
5. おわりに	14
5.1.地区防災計画の作成支援	14
5.2.具体的な事業計画の作成	14
地区防災計画作成例	1

1. はじめに

これまで、災害対策は、国や都道府県、市町村などの公的機関が防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助が連携することによって大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」といいます。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成26年4月1日施行）。

1.1. 地区防災計画とは

地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体として作成する計画です。

この地区居住者等が作成する地区防災計画は、素案を市の防災会議に対して提案することができることになっており、市の防災会議には、それに対する応諾義務が課せられています。

地区防災計画のこれらの特徴は、地区の特性をよく知っている地区居住者等自身が計画の作成に参加することによって、地区の実情に即した地域密着型の計画を作成することが可能になり、地域防災力の底上げを効果的に図ることが期待されています。

また、市の防災会議に提案するという計画提案制度が採用されていることから、市の今後の防災施策には、地区居住者等の意向がより反映されやすくなります。

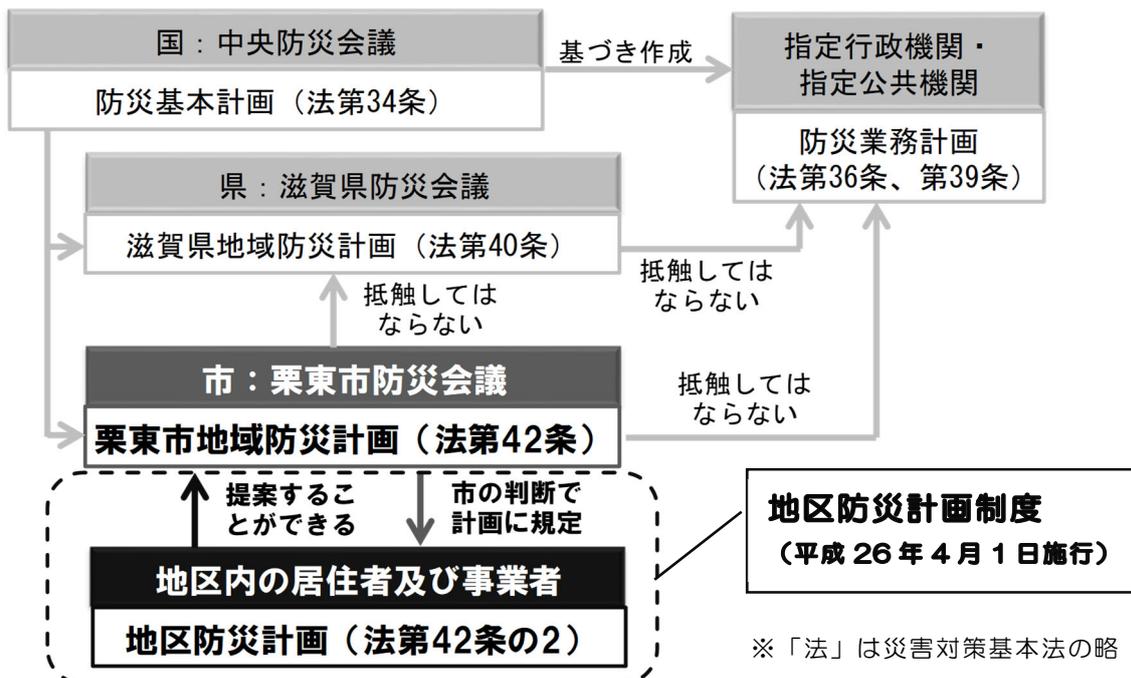


図 防災計画の体系イメージ

1.2. 地区防災計画の作成主体

地区防災計画は、都市部、郊外、住宅地、商業地、工業地、マンション、戸建住宅等の区別なく、あらゆる地区の地区居住者等を対象にしており、その範囲も自治会、町内会、小学校区、マンション単位等多様なものが想定されています。

また、計画に基づく防災計画の活動主体である地区居住者等としては、地域住民、自主防災組織、企業、地域の協議会、学校、病院、社会福祉法人等多様な者が想定されています。

そして、各地区の平野部、山沿い、山間部等のような自然特性、都市型、郊外型等のような社会特性、想定される災害特性等に応じて、多様な形態をとることができるようになっています。

このように、地区防災計画においては、計画の作成、計画に基づく防災活動を行う主体を自由に設定できるほか、防災活動が実施される範囲、計画の内容等についても、地区の特性、活動主体のレベルや経験等に応じて、自由に決めることができます。

1.3. 地区防災計画の作成目的

地区防災計画を作成する目的は、地域防災力を高めて、地域コミュニティを維持・活性化することにあります。

そのためには、地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要になります。

1.4. 本マニュアルの内容と活用方法

本マニュアルは、地区居住者等が地区防災計画について理解を深め、地区防災計画を実際に作成したり、計画提案を行ったりする際に活用できるように、制度の背景、計画の基本的考え方、計画の内容、計画提案の手続、計画の実践と検証等について説明しています。

本マニュアルの使い方としては、まずは、①本マニュアルの概要で全体像を把握していただき、次に②防災活動を行う方々や活動を行う団体の方々の活動内容やレベル、地区の特性等に応じて、必要な部分を参照していただき、さらに、それを踏まえ、③地域コミュニティの課題と対策について検討を行い、④地域コミュニティの地区防災計画を作成するとともに、計画に沿った活動の実践や見直しにも活用していただくことを想定しています。

2. 地区防災計画の作り方

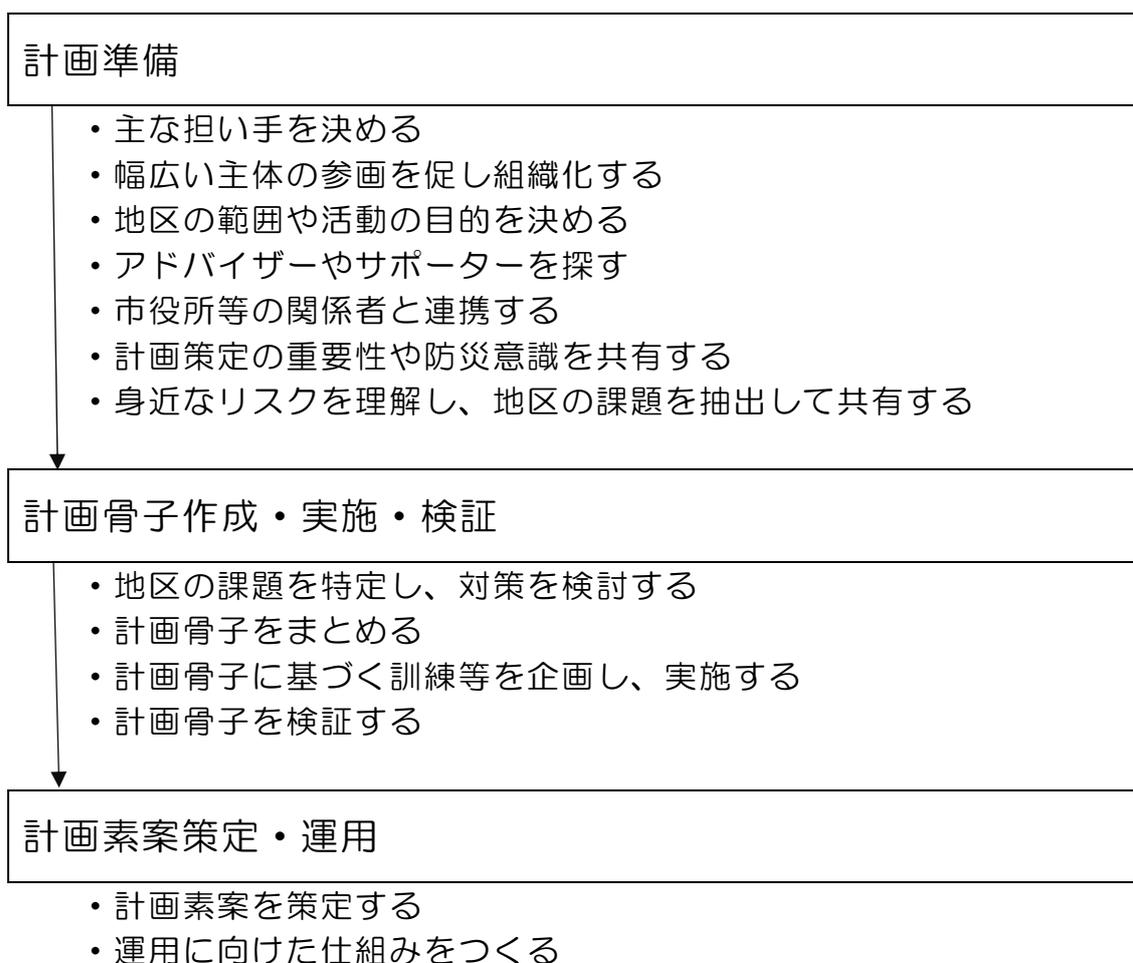
地区防災計画の策定に向けた取組みは、地区の特性や、これまでの防災の取組状況等によって異なります。

ここでは、内閣府が示す「地区防災計画作成ガイドライン」や「地区防災計画モデル事業報告」等を参考に地区防災計画の作成方法について記述しますが、以下の作成フローにしたがう必要はなく、地区の特性に応じて、これ以外の方法で作成いただいで問題ありません。

また、地区防災計画に定める標準的な項目・内容について記載した「地区防災計画(例)」を参考資料として巻末に添付しています。

⇒ 「巻末資料 地区防災計画作成例」参照

2.1. 地区防災計画作成フロー



2.2. 計画準備

(1) 主な担い手を決める

まずは、地区防災計画の策定の中心となる担い手（人や組織）を決めます。

- 地区防災計画の策定には、中心となって活躍する担い手（人や組織）が必要である。
- 担い手を決めるに当たり、既存の組織（自治会の連合体、自主防災組織、自治会、商店街組合、マンション管理組合等）を活用することが考えられる。
- 地区のこれまでの取組状況等に応じて、ゆるやかな集まりから始めても、正式な体制を構築してから始めても、どちらでもよい。
- 地域活動に積極的に取り組んでいる人や地域の事情（歴史や地理等）に詳しい人、過去に災害経験を持つ人、防災に感心のある人、防災士などに声をかけ、仲間を作るとよい。

(2) 幅広い主体の参画を促し組織化する

主な担い手を決めたあとは、地区防災計画の策定に参画する仲間を幅広く募ります。

- 防災士や地域防災リーダー（各地域で活躍する防災活動を行う者）、民生委員・児童委員、保健師などの幅広い主体が参画することにより、災害時の役割分担など、より具体的な取組みについて話し合いができる。
- 学校や幼稚園、保育園、高齢者福祉施設などの施設と連携するのも効果的である。
- 既存の組織内に防災のための分科会を設ける、責任者や連絡調整等の役割分担を決めることも効果がある。
- 新しい担い手にも積極的に参加してもらえよう、若手に担当を任せたり、役割を固定化せず交代制にしたりするなど、工夫するとよい。

(3) 地区の範囲や活動の目的を決める

次に、地区防災計画が対象とする「地区」の範囲を決めます。

また、併せて何をめざすかなど活動の目的や基本方針を決めます。

- 小学校区単位、自治連合会単位、自治会単位など、地区の範囲は自由に設定できる。参加者のなかで話し合っ決めてとよい。
- 一つの地区だけで解決が難しい場合は、他の地区（隣接市でも可）と連携して解決策を探ることも可能である。
- 平常時の継続的な活動を通して、地域コミュニティを維持・活性化することにより、地域防災力を向上させることが大切である。取組主体の中で何をめざして活動するのかを話し合っ決めておくことよい。

(4) アドバイザーやサポーターを探す

次に、活動を進めるにあたり、専門的な見地が必要な場面も想定できることから、必要に応じて、アドバイザー（専門家）やサポーターなどの協力を得られる体制を構築します。

- 災害リスクに関する情報提供や意識啓発、必要な助言を「アドバイザー（専門家）」から適宜得られるようにすることが望ましい。
- 市の防災担当部署（危機管理課）等に照会し、地域防災やまちづくりに詳しい大学教授や研究者等の専門家や地域の防災アドバイザー等の紹介を受けることも考えられる。
- アドバイザーのほかに、防災・まちづくりに知見や活動実績がある団体（NPO等）や、消防団、防災士等の地域で活躍する防災リーダー等に「サポーター」として参加してもらおうとよい。地区の特性やこれまでの取組状況に応じて効果的な進め方を企画し、関係機関と調整するほか、ワークショップを運営する「ファシリテーター」としての役割を担ってもらおうと、活動の継続につながりやすい。

(5) 市役所等の関係者と連携する

また、活動を進めるにあたり、市役所と連携を図り、様々な支援等が得られる体制を構築します。

- 市役所からハザードマップ等を入手し、地域防災計画に記載されている住民の避難方法や防災に係る方針等を把握する。
- 市役所の関連部署（防災／福祉／まちづくり）や地域住民等の取組を支える地域防災アドバイザー、NPO等サポーター、大学・研究機関等と地区防災計画に取り組む目的を共有し、連携を図る。

(6) 計画策定の重要性や防災意識を共有する

計画の対象範囲が決定し、概ね関係者が定まったら、地区防災計画とは何か、その必要性について、参加者全員が共通認識を持ち、防災意識を共有します。

- 市の防災担当部署（危機管理課）等に相談し、意見交換のためのワークショップ等を実施するとよい。
- クロスロード等の防災教育教材、避難行動訓練や避難所運営ゲーム（HUG）等の防災体験ゲームなど、防災を学ぶツールを活用したワークショップ等を実施するとよい。
- 他に、防災訓練をシミュレーションした防災運動会や防災キャンプ等のイベントを開催するのも、防災意識の共有によい。

(7) 身近なリスクを理解し、地区の課題を抽出して共有する

計画の対象範囲が決定したら、地区の特性を知ることが重要になります。

この地区はどのような災害が想定されるのか、また、危険箇所はどこで、避難路はどう考えるべきか等を共有することにより、平常時や災害時にすべき活動というものが見えてきます。

- 市の地域防災計画やハザードマップ、国・県等による災害被害想定資料等、収集した情報から、地区で想定される災害リスクを考察する。過去の災害記録を調査するのもよい。
- 地域防災アドバイザー等の指導のもと、地区の災害図上訓練（DIG）や防災まちあるき・マップ作り等を通して、身近な災害リスクを確認するとよい。
- 地区の自然特性（地理・地形、災害経験等）や社会特性（人口構成、土地利用等）を踏まえて、災害リスクに対する課題を抽出する。
- グループワークのワークショップを通じて、多様な参加者がそれぞれの立場で課題を抽出・共有することで、参加者同士の理解が深まるとともに、共感及び一体感が生じ、参加者の主体性の向上にもつながる。
- 周辺の地区住民等に対してアンケート調査を実施すると、様々な意見を抽出できるとともに、防災意識を高める機会にもなる。

2.3. 計画骨子作成・実施・検証

(1) 地区の課題を特定し、対策を検討する

地域の住民が参加するワークショップ等を開催し、抽出された様々な課題を周辺の住民と共有し、意見をもらうことで、検討すべき課題を特定するとともに、地区の特性やこれまでの取組みを踏まえて、特定された課題に対する対応策を検討する。

- 地域の住民が参加するワークショップ等には、女性や高齢者、学校の先生や学生、企業など、性別や世代、職業にかかわらず、多くの人の意見を得ることが必要である。
- 当該地区の特性（ヒト、モノ、カネ、情報等）を活かし、対応策（アイデア）を検討する。
- ①平常時／②災害直前／③災害時（初動・応急期）／④復旧・復興期のそれぞれの防災活動について、誰が、何を、どのように実施するかを具体的に検討することが望ましい。

(2) 計画骨子をまとめる

対策の検討結果を計画骨子としてまとめる。

- 計画骨子にまとめる際、まずはこれまでの検討結果から共有された項目や内容を簡潔に書き出していき、その中から計画骨子に盛り込むべき内容を決定し、項目の順序を整理する。
- 継続的な活動を通じて見直しを行い、徐々に改訂・充実させていくことが望ましい。

(3) 計画骨子に基づく訓練等を企画し、実施する

計画骨子にまとめた内容に基づき、避難訓練等を企画・実施してみる。

- 各種訓練等の企画にあたっては、計画骨子の内容が実現できるかを確認できるように、目的や参加者、実施方法、検証ポイント等を実施前に設定し、実際の災害発生を想定した実践的なものとするのが望ましい。
- 訓練で参加者が感じたことや反省点等を記録し、共有するために、訓練後のアンケート調査や反省会の開催などもあわせて企画しておくがよい。

(4) 計画骨子を検証する

避難訓練等の活動を踏まえて、計画骨子の内容を検証し、必要に応じて修正する。

- 各種訓練等の活動を踏まえて、計画骨子の内容を検証する。
- 訓練参加者に対するアンケート調査の結果や反省会での指摘内容を踏まえ、計画骨子を修正すべき点があるか確認する。

2.4. 計画素案策定・運用

(1) 計画素案を策定する

これまで検討した項目を実際に地区防災計画（素案）として作りあげます。

なお、今後検討していくべきものは、「今後検討」としても問題ありません。地区の実情に即した地域密着型の計画として作り上げてください。

- 計画骨子をもとに、訓練等の活動に基づく検証の結果を踏まえ、計画素案を策定する。
- 計画素案は、周辺住民が理解できるようわかりやすく、手にとってもらいやすい内容や形式に取りまとめ、策定することが望ましい。

(2) 運用に向けた仕組みをつくる

計画素案策定後は、平常時の地区の活動を地区防災計画の運用に展開するための仕組みや体制を検討します。

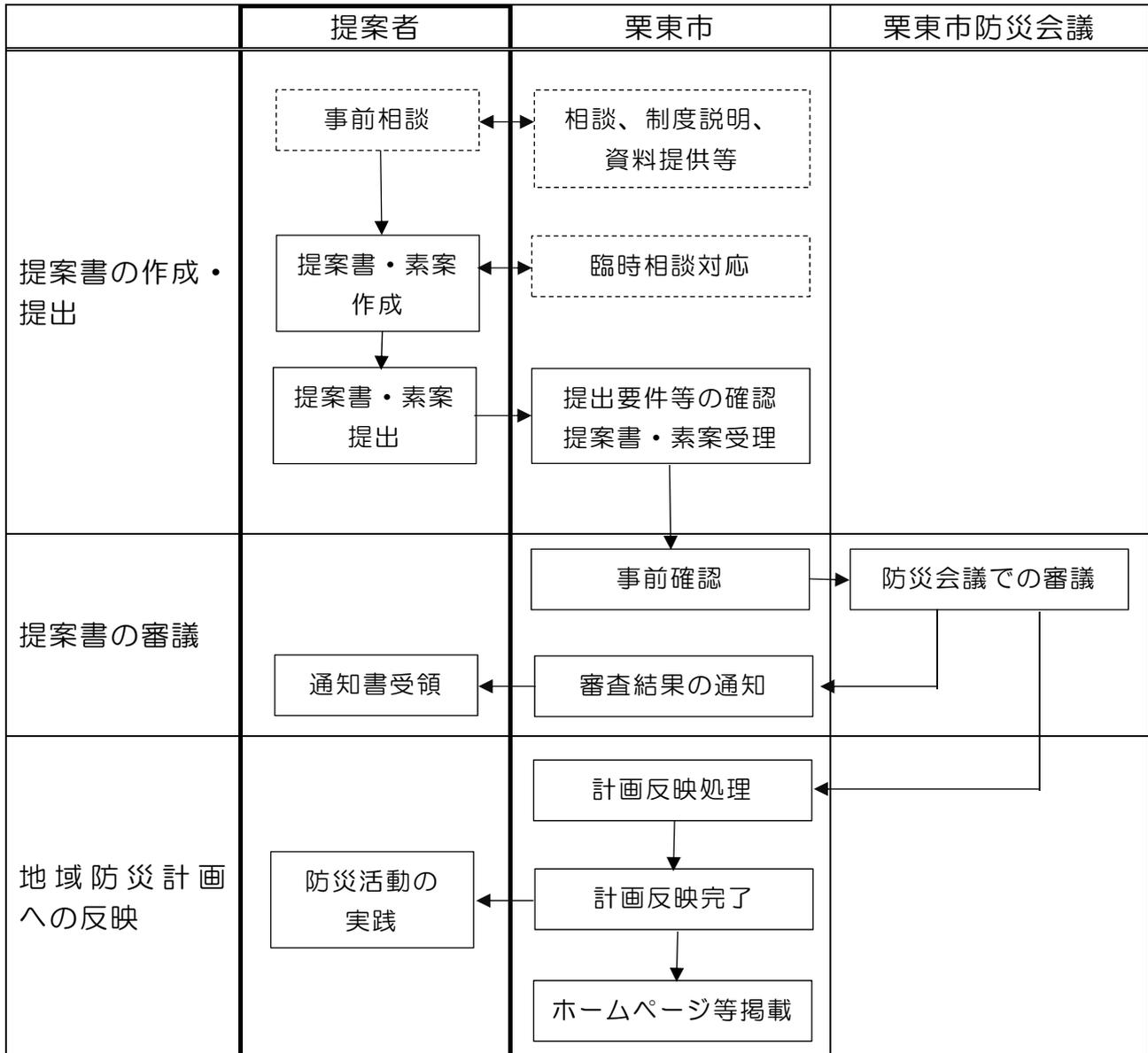
- 定期的に、多様な訓練の実施、資機材の点検、教育・啓発のためのイベントや自主講座の実施及び計画の見直し等、平常時の活動に関する年間計画を作成し、関係機関と連携してその実行体制を検討しておく、
- 平常時に活動を継続するための工夫として、「防災」だけではなく例えば「地区の魅力づくり」等の視点で計画を実施し、改訂していくための工夫も検討するとよい。

3. 地区防災計画提案手続き

地区防災計画制度では、地区居住者等が作成した地区防災計画の素案を栗東市地域防災計画へ定めるよう栗東市防災会議会長（市長）に対して提案を行うことができます。

地区防災計画の提案に必要な手続きは、概ね以下のとおりです。

3.1. 計画提案流れ



3.2. 提案書の作成・提出

地区防災計画を作成した場合、次の提出書類を市役所の防災担当（危機管理課）に提出し、計画提案を行ってください。

原則として、毎年12月末日までに受理した提案書について、その翌年に開催される防災会議に付議します。

	提出書類	備考
1	地区防災計画提案書 (様式1)(※次の頁参照)	
2	地区防災計画(案)	
3	当該地区居住者等であることを証明する書類	個人の場合：住民票、運転免許証の写し等 法人の場合：登記事項証明書等
4	計画作成にあたり合意形成を行った過程がわかる資料	会議の議事録や会議日程、参加者がわかる資料等(地区防災計画の素案に記載があれば省略できます)

3.3. 提案書の審議

作成された地区防災計画は、栗東市防災会議で栗東市地域防災計画に定める必要があるかどうか審議されます。

主な審議項目は次のとおりです。

- ・ 計画作成に関して地区居住者等の間で合意や理解がなされていること
- ・ 対象地区の範囲が明確になっていること
- ・ 活動の目的、目標が決まっていること
- ・ 地区の特性(自然特性及び社会特性)を把握していること
- ・ 各種ハザードマップを参考としていること
- ・ 平常時、災害時(避難行動)の活動を検討していること
- ・ 計画の見直しについて規定していること
- ・ 栗東市地域防災計画に抵触していないこと

なお、栗東市防災会議において栗東市地域防災計画に定める必要があるか否かを判断し、必要がないと判断したときは、その旨及び理由が提案者へ通知されます。

3.4. 地域防災計画への反映

栗東市防災会議において栗東市地域防災計画に定める必要があると認められたときは、地域防災計画の資料編に地区防災計画名や策定年度等を掲載します。

また、栗東市地域防災計画に定められた地区防災計画は、市公式ホームページに掲載させていただきます。

掲載の際には、個人情報等の非公開情報は掲載可否を確認した上で、否であれば非公開とさせていただきますので、地区防災計画には個人情報等を記載いただいて差し支えなく、必要な情報は積極的に記載してください。

様式1

年 月 日

栗東市防災会議会長
栗東市長

様

提案代表者



地区防災計画提案書

見出しのことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、栗東市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1 計画名称 「〇〇地区防災計画」

2 提案者

氏名・法人名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

(1) 「〇〇地区防災計画（案）」

(2) 資格証明書類

- ・住民票（提案者が個人の場合）
- ・登記事項証明書（提案者が法人の場合）

以上

4. 地区防災計画の更新

計画を一旦策定すれば、災害時の防災体制が整うというものではありません。

栗東市地域防災計画に「地区防災計画」が定められた場合は、地区居住者等は当該地区防災計画に基づき防災活動を実施するよう努める必要があります。

そして、一旦策定した計画をもとに、防災訓練等を行い、その検証結果等を踏まえ、PDCA サイクルに従って、定期的に計画の改定を繰り返すことが大切です。

4.1. 計画策定後の取組み

地区防災計画策定後、地区居住者等は、必要に応じて、市と連携して、以下表の事例を参考に防災意識の啓発活動や防災訓練等の取組みに努めます。

表 主な防災訓練の例

訓練の例	訓練内容
避難時の訓練	<input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上の危険箇所の把握 <input type="checkbox"/> 要配慮者の把握
避難後の訓練	<input type="checkbox"/> 避難所開設訓練 <input type="checkbox"/> 避難所運営訓練（燃料調達、給食・給水、情報収集・共有・伝達等）
応急訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 救急応急措置訓練（心肺蘇生法、AED講習等） <input type="checkbox"/> 防災資機材取扱訓練

表 普及啓発活動の例

普及啓発活動の例	活動内容
クロスロードゲーム	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考え方があること、そのような状況への備えに気づきあうための二者択一式ゲーム。
防災運動会	担架リレー、バケツリレー、土嚢積みリレー、防災クイズ等防災をテーマにした運動会。 地区の行事とともに実施したり、幅広い年代が参加することを想定。
DIG (災害図上訓練)	地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえ、災害の状況、予測される危険等を大きな地図に記入する訓練。
HUG (避難所運営ゲーム)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等避難所運営を模擬体験するゲーム。

4.2. 計画の更新

地域防災力を高め、地域コミュニティを維持・活性化するため、活動の対象範囲や活動体制役割分担を変える必要はないか、地区における重要なことに変化はないか、長期的な活動予定に変更はないか、実際の活動が実体のあるものになっているか、防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・訓練等が十分に行われているか等について、見直すことが大切です。

地区居住者等は、社会情勢の変化など必要に応じて、計画の更新を行います。

計画の更新後は、市に変更した内容を報告して下さい。（再度、防災会議での検討が必要になる場合があります。）

計画の更新にかかる再度の「計画提案」の手続きについては、「3. 地区防災計画提案手続き」の方法に準じます。

5. おわりに

いざというときに備え、地区居住者等が、地区防災計画を活用して、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。

そのためには、地区の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、作成を通じて地域コミュニティにおける共助の意識を醸成させ、知恵の伝承や人材育成を進めることによって、総合的に地域防災力を向上させることが重要です。

また、防災活動をきっかけとして共助による活動が活発化し、良好な地域コミュニティの関係を構築することにつながることもあります。

市は、今後、この地区防災計画制度の周知を図り、地域コミュニティの維持・活性化やまちづくりの推進に努めます。

5.1. 地区防災計画の作成支援

市は、「地区防災計画（案）」作成支援及び計画に基づく地区の防災訓練等実施への支援などを行います。

表 市の地区防災計画作成支援内容

地区防災計画、地域版防災マップの作成支援	地区防災計画や地域版防災マップを作成する場合のアドバイスを行います。
地区の防災訓練の実施等への支援	地区の防災訓練の進行等についてアドバイスするとともに、地区と行政との連携についても相互に協力します。

5.2. 具体的な事業計画の作成

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の第7条第2項において、「市町村は地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画（以下、「具体的事業計画」という。）を定めること」とされています。

また、同法第7条第3項において、「地区居住者等は具体的事業計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。」とされています。

市は、栗東市地域防災計画に地区防災計画が定められたときに、以下表を参考に具体的事業計画を定めます。なお、具体的事業計画を定めるに際して、当該計画の作成初期段階から地区居住者等に参加を求めます。

地区居住者等は、市の要請に応じ代表者が参加するとともに、具体的事業計画に定める事項をはじめ、地区防災計画に基づく地域防災力の向上に必要な事業等について積極的に意見等を提示し、当該計画の成案に協力することとします。

なお、地区居住者等からの具体的事業計画の内容の決定・変更に関する提案については、地区防災計画の提案手続きに準じることとします。

表 具体的事業計画に定める基本的な事項・内容（例）

事項	具体的事業計画の内容（例）
地区における防災体制の強化に関する事項	防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等について（地域の防災リーダー育成に必要な講習会や訓練の開催、資材又は機材の提供や整備に対する支援、備蓄倉庫の整備やその支援、場所の確保等に関する事項など）
	消防団が、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うための必要な措置について（消防団と自主防災組織等が連携して訓練するために必要な資材又は機材の提供や整備に関する支援、自主防災組織等における訓練の指導者としての消防団員の派遣等に関する事項など）
	自主防災組織等に対する教育訓練を受ける機会の充実や教育訓練に関する情報の提供等について（講習会や訓練の開催、教材や教育内容に関する情報提供等に関する事項など）
	学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興について（学校と自主防災組織等が連携した防災学習や防災訓練の実施等に関する事項など）
消防団の強化等に関する事項	消防団や自主防災組織等の活動拠点の機能を有する地域防災拠点施設の整備等に関する事項
	地区の特性を踏まえた消防団の活動に必要な資材又は機材の整備や訓練等に関する事項
地区防災計画に関する事項	地区居住者等が共同して行う防災訓練について（訓練に必要な場所、資材又は機材、指導者の確保等、訓練の実施や支援等に関する事項など）
	地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄について（備蓄倉庫の整備やその支援、物資及び資材の提供や整備に対する支援、場所の確保等に関する事項など）
	災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援について（地区内の多様な主体間の協力体制構築の支援等に関する事項など）

地区防災計画作成例

栗東市〇〇地区防災計画

〇〇年〇〇月

〈 団 体 名 〉

1 基本方針

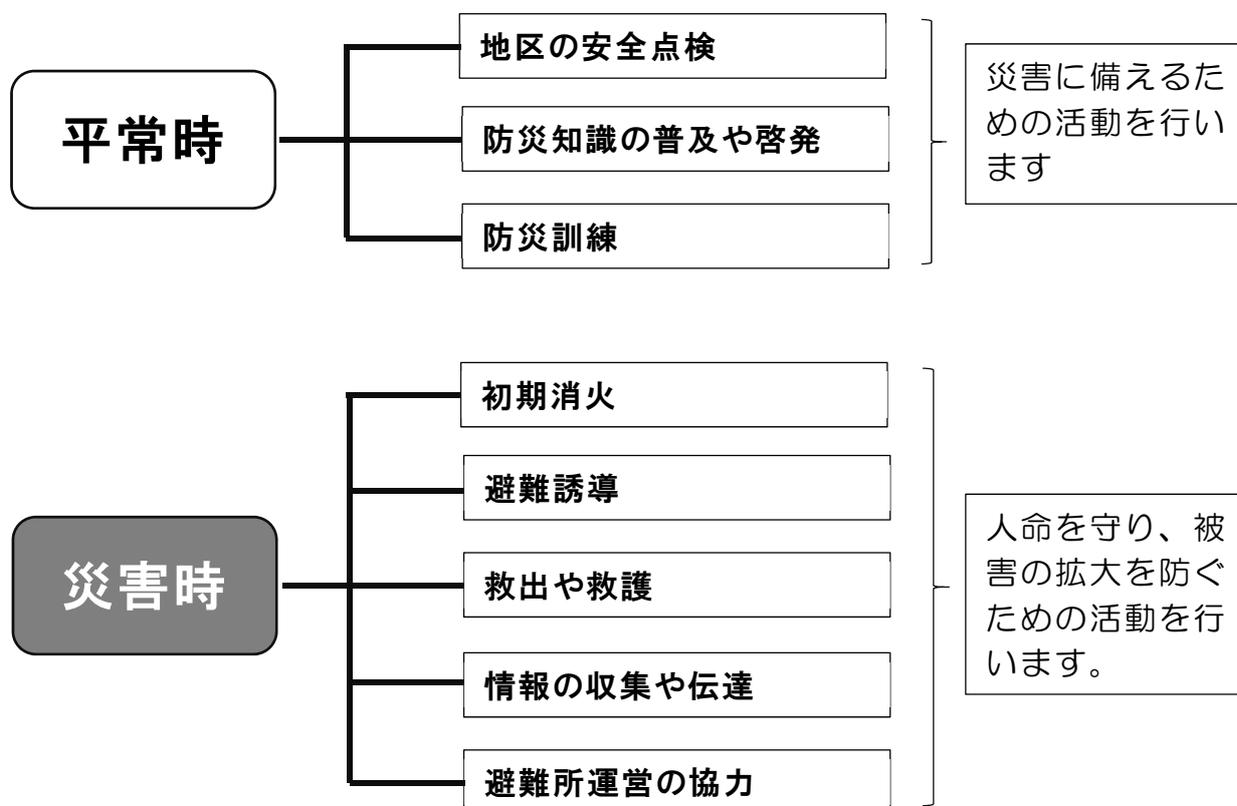
災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」や「熊本地震」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時には、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などがともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地区のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「〇〇地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。

■地区（自主）防災組織の役割



2 計画対象地区と策定主体

(1) 計画対象地区

「〇〇地区防災計画」は次表の地区を対象として定めます。

〇〇町	1丁目	〇〇番地
〇〇町	2丁目	〇〇番地
〇〇町	3丁目	〇〇番地
〇〇町	4丁目	〇〇番地

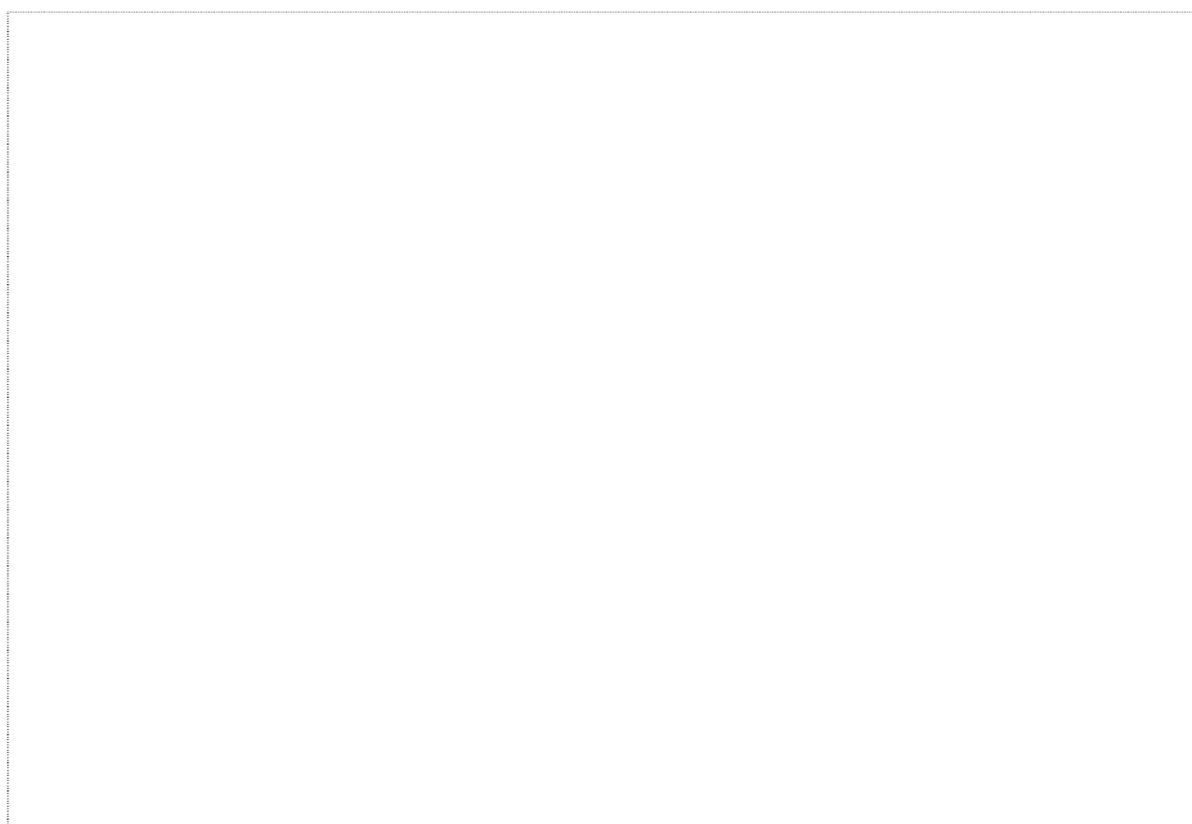


図 対象地区概略図

(2) 計画策定主体

「〇〇地区防災計画」は次表の団体により組織する「〇〇地区地区」を対象として定めます。

団体名称	所在地	世帯数

3 地区の特性と予想される災害

(1) 地区の特性

【記載内容】

地区の自然特性（地形的な特徴）や社会特性（人口、面積、世帯数、高齢化率等）、また、地区で災害が発生しそうな場所など、災害に関する情報をここに記載します。

（例）

- ・ 高低差の少ない平地に家屋等が多い地区である。
- ・ 大規模に開発されたニュータウンである。
- ・ 埋め立てによって形成された地区である。
- ・ ○○川が過去に大雨で氾濫したことがある。
- ・ 集中豪雨などで周辺地区が浸水したことがある。
- ・ 集中豪雨などで道路冠水しやすい箇所がある。

(2) 予想される災害

【記載内容】

地区の特性に合わせて、想定される災害（被害の状況）をここに記載します。

（例）

- ・ 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
 - 野洲川の氾濫や堤防の決壊
 - 地区周辺で家屋への浸水
 - 地区周辺で道路冠水
- ・ 地震による災害
 - 家屋の倒壊や火災
 - 液状化

4 活動内容

(1) 平常時の取組み

【記載内容】

地区で協力し、「共助」を実施していくための平常時の取組みをここに記載します。

(例)

- 防災知識の普及・啓発
- 地区の安全点検
室内の危険箇所の点検
安全対策、転倒防止策などの検討
家具の設置場所の変更や転倒防器具の取り付け
- 防災用品の整備
防災資機材の日頃の点検や使い方の確認
各家庭での非常用備蓄品の啓発活動
- 防災訓練

(2) 災害時の取組み

【記載内容】

地区（自治会、自主防災組織等）で協力し、「共助」を実施していくための災害時の取組みをここに記載します。

(例)

地震発生時

①災害発生当初の行動

- 身の安全を確保する（姿勢を低く、頭もを守り、じっとする）
- 避難時は電気器具等の電源を切り、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉

- める（通電火災等の二次災害発生を防止）
 - ・家族等の安否確認や屋内の安全確保をする
 - ・災害情報を取得する
- ②安否確認
 - ・自分と家族に被害がない場合、玄関やドアノブ等に安否確認板等を掛け、安否を知らせる
 - ・安否が不明な場合は、搜索や救助活動を行う
 - ・地域外に避難する場合は、班長等に連絡する
- ③初期消火
 - ・火災発生発見時は、大声で隣近所に伝え、応援をもらうとともに、消火器等で初期消火に努める。
 - ・火が大きくなり、消火が困難な時は初期消火を中止し、身の安全を守るため避難する
- ④救出・救護活動
 - ・救出・救護が必要な場合は、地域住民等と協力し合って活動する
 - ・日頃から、救助に活用できる資機材等を管理しておく
- ⑤避難行動
 - ・地区の一時避難場所へ集合した住民のうち、家屋の倒壊などで、自宅で生活ができない住民は、避難者名簿を作成し、最寄りの避難所へ避難する

（3）避難行動要支援者等への支援

【記載内容】

災害が発生したときなど安全な場所へ避難が必要な場合に、自分や家族の力だけでは避難できない人（避難行動要支援者）たちに対して、地区でどのような取り組みを実施していくかをここに記載します。

（例）

- ・避難行動要支援者名簿を活用した支援の実施
- ・避難行動要支援者等への支援
 - 避難行動要支援者の把握に努める
 - 避難するときは、しっかり誘導する
 - 困ったときこそ温かい気持ちで接する
 - 日頃から積極的にコミュニケーションを図る
- ・避難行動要支援者ごとの支援体制の確立

5 地区の防災対策（具体的な対策）

(1) 防災体制

組織名称等	地区の状況		
〈団体名〉	世帯数：	事業所数：	
	人口：	従業員数：	
組織の体制	役員		電話番号
	会長		
	副会長		
	〇〇班長		
避難場所等	施設名	管理者	電話番号
	〇〇コミュニティセンター		
	〇〇小学校		
	〇〇中学校		
	〇〇		
避難経路	防災マップに記載		
緊急時の連絡先	連絡先		電話番号
	栗東市役所		
	草津警察署		
	湖南広域消防局中消防署		
	〇〇病院		
その他特記事項			

【記載内容】

地区の組織体制等をここに記載します。

(2) 活動体制

班名	担当者	平常時の役割	災害時の役割
総務班（本部）	〇〇〇〇	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との事前調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	〇〇〇〇	広報・啓発	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	〇〇〇〇	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
避難誘導班	〇〇〇〇	避難経路の点検	住民音避難誘導
給食・給水班	〇〇〇〇	器具の整備・点検	炊出し等の給食・給水活動
福祉班	〇〇〇〇	避難行動要支援者の支援体制の整備	避難行動要支援者の避難行動等の支援

【記載内容】

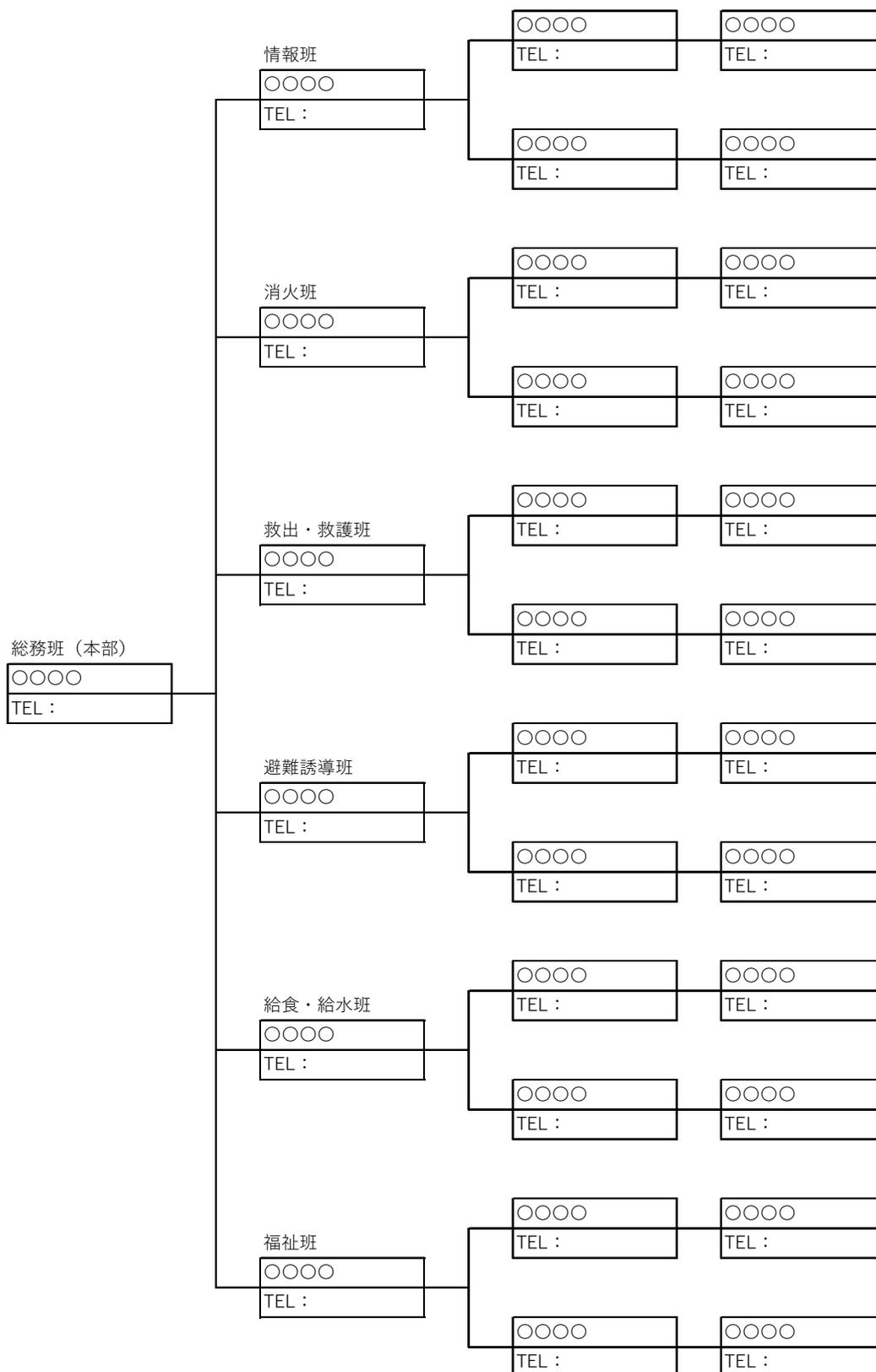
地区の組織体制（班編成）、平常時・災害時の役割等をここに記載します。

（例）

班編成などは、以下の活動内容を参考に検討する。

- ・ 組織活動の全体把握、組織の全体調整
- ・ 情報の収集、伝達
- ・ 初期消火活動
- ・ 救出、救護活動
- ・ 避難誘導
- ・ 給食、給水活動
- ・ 避難行動要支援者の支援
- ・ 避難所の運営委員会の立ち上げ

(3) 地区の連絡網



【記載内容】

地区の緊急連絡網等がある場合はここに記載します。

(4) 防災関連施設

①医療機関

種別	名称	住所	電話番号

②要配慮者利用施設

種別	名称	住所	電話番号

③その他の施設

種別	名称	住所	電話番号

【記載内容】

地区にあるまた近隣で利用する医療機関、要配慮者利用施設、その他警察、消防署等防災に関連する施設の一覧をここに記載します。

(5) 防災資機材

表 地区が保有する防災資機材（複数箇所であれば全て記載）

保管場所	物資名	数量	備考
〇〇倉庫 住所 〇〇町〇-〇-〇	ヘルメット	〇	
	メガホン	〇	
	リヤカー	〇	
	投光器	〇	
	発電機	〇	

【記載内容】

地区が保有している防災に関する資機材があればここに記載します。

※資機材の例（目的別）

目的	資機材
情報収集・伝達	トランジスターメガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック等
初期消火	小型動力ポンプ、発電機、消防用ホース、消火器、ヘルメット、水バケツ等
水防	救命ボート、ブルーシート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋（トレリット）、ゴム手袋等
救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、小型ウィンチ、防煙・防塵マスク等
救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート等
避難所運営協力	リヤカー、発電機、警報器具、投光器、標識板、標識、強カライト、寝袋等
給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスポンベ、給水タンク等
訓練・啓発	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、住宅用訓練火災警報器等
その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器等

(6) 地域版防災マップ

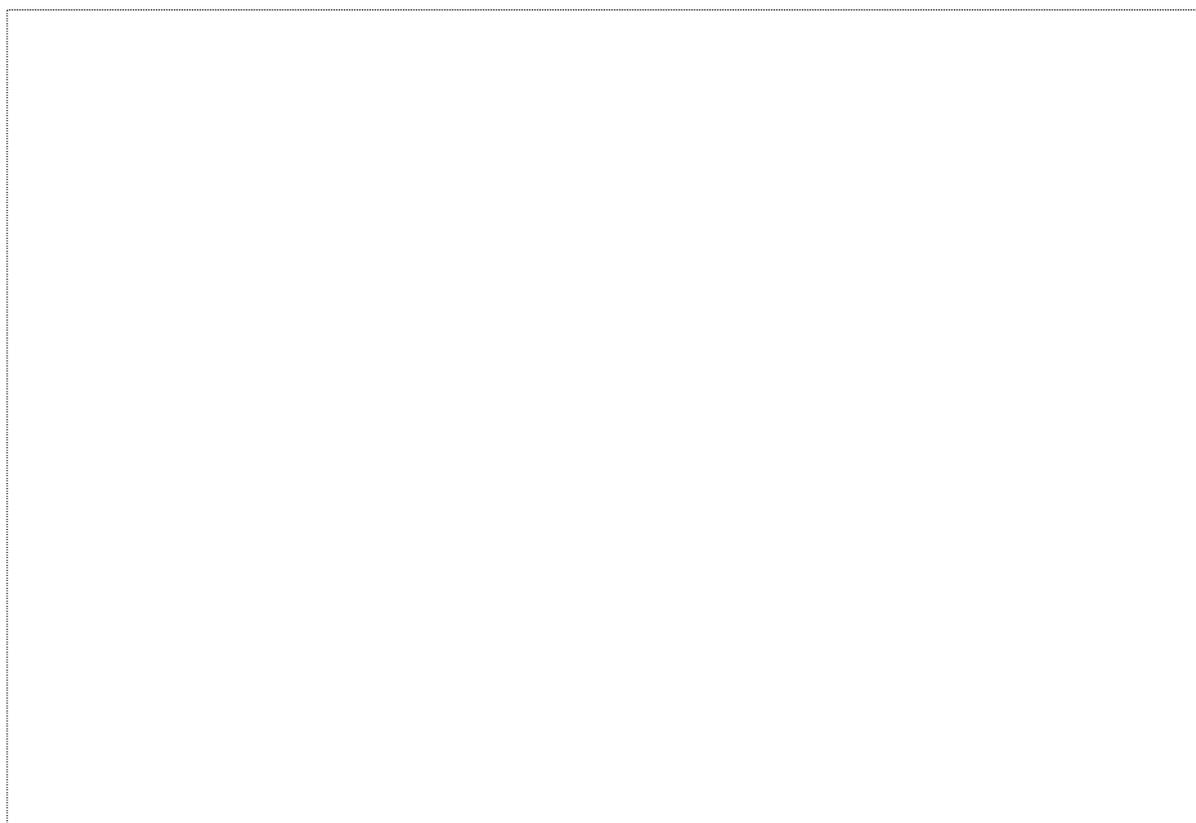


図 地区の防災マップ

【記載内容】

地区で作成する防災マップ等があればここに記載します。

(記載する情報の例)

- ・ 指定緊急避難場所（一時避難場所も含む）、指定避難所
- ・ 避難行動要支援者世帯
- ・ 避難経路
- ・ 消防署、警察署
- ・ 防災器具庫（消火栓、防火水槽）
- ・ 危険な場所（狭い道、河川、崖など）
- ・ 洪水浸水想定区域
- ・ 土砂災害警戒区域
- ・ 近くにある断層など

※地区でグループワークのワークショップを行い、地区の特性を知るとともにみんなで情報を共有しましょう。

(7) 地区防災訓練の実施

【記載内容】

地区で実施する訓練の計画をここに記載します。

なお、訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行うことが望まれます。

(例)

- 避難訓練（避難行動要支援者の支援を含む）：〇年に1回〇月に実施
- 情報収集、伝達訓練：〇年に1回〇月に実施
- 応急訓練：〇年に1回〇月に実施
- 給食、給水訓練：〇年に1回〇月に実施
- 啓発活動：〇年に1回〇月に実施

※その他実施方針を記載（地区単独で実施、複数地区合同で実施、市や消防署と連携して実施等）

(8) 資機材の点検

班名	担当者	内容	時期
消火班	〇〇〇〇 〇〇（組織名）	消火用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
救出・救護班	〇〇〇〇 〇〇（組織名）	防災資機材・救出用器具の点検（整備）	地区防災訓練前
避難誘導班	〇〇〇〇 〇〇（組織名）	避難経路の点検（整備）	毎年度〇月
給食・給水班	〇〇〇〇 〇〇（組織名）	給食・給水器具の点検（整備）	地区防災訓練前

【記載内容】

地区で実施する資機材の点検内容を表のように、誰が、いつ、何をするかを記載します。

参考資料 地区防災計画策定に関するホームページ

○内閣府地区防災計画ガイドライン

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>

※地区防災計画制度の沿革や、制度の趣旨などが詳細に確認できます。

○内閣府地区防災計画モデル事業報告書

<https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docNEOF529A93074a991edea7b549ec2b6553a672e340391537864e19b5cc8749f36e819a4b5188>

※地区防災計画のモデル的な取り組み事例が確認できます。

○内閣府地区防災計画ライブラリ

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>

※地区防災計画の策定に向けた活動を促進するため、これから地区防災計画の策定を目指す方々や、既に策定された地区防災計画の更なる改善を目指す方々に向けて、平成30年4月1日現在で、地域防災計画に反映された地区防災計画のうち、162事例を地域別・テーマ別に地区防災計画の原文を掲載しています。

○滋賀県地域防災ちえ袋

<https://www.pref.shiga.lg.jp/chiebukuro/>

※滋賀県域の先進的な地域防災活動等が紹介されています。

○栗東市地域防災計画

http://www.city.ritto.lg.jp/bohan_bosai/bosai/5299.html

※栗東市の地域防災計画が確認できます。

○栗東市総合防災マップ

http://www.city.ritto.lg.jp/bohan_bosai/bosai/5293.html

※栗東市の総合防災マップが確認できます。

